

○みなみちたファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域において育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を組織化し、援助会員及び依頼会員相互の育児に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）を支援するみなみちたファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は、南知多町とする。

2 事業の事務局は南知多町子育て支援センター内に置く。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 援助会員及び依頼会員の募集及び登録に関すること。
- (2) 相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 相互援助活動に係る講習、相談、助言に関すること。
- (4) 会員相互の交流に関すること。
- (5) 保育所等の子育て支援関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) みなみちたファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）の広報に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事業

(業務時間及び休業日)

第4条 センターの業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 センターの休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 町長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、業務時間及び休業日を変更することができる。

(アドバイザー等)

第5条 相互援助活動の調整等を円滑に実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務に従事する。

- (1) 会員の募集及び登録時の相談、助言並びに会員登録に関する業務

- (2) 相互援助活動の調整及び会員からの相談及び助言に関する業務
- (3) 会員に対する講習会、交流会等の開催に関する業務
- (4) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (5) センターの業務内容の周知、啓発に関する業務
- (6) その他相互援助活動の実施に必要な業務

(会員の登録)

第6条 相互援助活動を行おうとする者は、センターに登録しなければならない。

2 援助会員及び依頼会員として登録ができる者は、次のとおりとする。

(1) 援助会員は、町内に在住し、事業に対する理解と熱意を持ち、積極的に育児を援助する活動を行うことができる20歳以上の者

(2) 依頼会員は、町内に在住する生後6か月以上の乳幼児又は小学校6学年修了前の児童（以下「対象児童」という。）を養育する者

3 援助会員及び依頼会員（以下「会員」という。）の登録は、これを重複して行うことができる。

4 援助会員の登録をしようとする者は、あらかじめセンターの実施する講習を受講しなければならない。

(登録の手続)

第7条 前条の規定により登録しようとする援助会員については、みなみちたファミリー・サポート・センター会員登録申込書（第1号様式）を、依頼会員については、みなみちたファミリー・サポート・センター会員登録申込書（第2号様式）を町長に提出し、承認を得るものとする。

2 町長は、第1項の規定により登録の承認をしたときは、みなみちたファミリー・サポート・センター会員証（第3号様式）を、当該会員に交付するものとする。

3 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、速やかに会員登録変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(会員証の再交付)

第8条 会員は、会員証を汚損し、若しくは破損し、又は紛失したときは、速やかに会員証再交付申請書（様式第5号）を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

2 前項の場合において、汚損又は破損により会員証の再交付を受けるときは、当該会員証を添付しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 会員は、登録の取り消しをしようとするときは、みなみちたファミリー・サポート・センター会員登録取消届（様式第6号）を町長に提出するとともに、会員証を返還しなければならない。

2 町長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員登録を取り消し、及

び会員証の返還を命ずることができる。

- (1) 第6条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 会員としての適格性を欠くと認められるとき。

(相互援助活動の内容)

第10条 相互援助活動の内容は、育児の援助を必要とする対象児童を養育する保護者を対象とする活動で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育所、小学校、児童クラブ等（以下「保育施設等」という。）へ対象児童を送迎すること。
- (2) 保育施設等の始業時間前又は終業時間後に対象児童を預かること。
- (3) 保育施設等が休園等の際に対象児童を預かること。
- (4) 保護者の病気や急用等の際に対象児童を預かること。
- (5) 依頼会員の一時的な仕事、就職活動その他の用務の際に、子どもを預かること。
- (6) 保護者の冠婚葬祭、学校の行事等の際に対象児童を預かること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、保護者の育児を支援するために対象児童を預かること。

2 相互援助活動は、原則として援助会員の家庭において行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

3 援助活動を行うことができる時間は、午前6時から同日の午後10時までとする。

(援助活動の実施方法)

第11条 依頼会員は、相互援助活動を必要とする場合は、センターに申し込むものとし、直接援助会員に申し込んではならない。

2 センターは、依頼会員から前項の規定による申込みを受けたときは、相互援助活動の内容等を詳細に確認し、援助依頼受付簿（様式第7号）に記載するとともに、申込内容に適していると認められる援助会員を選考し、当該依頼会員に紹介するものとする。

3 前項の規定により紹介を受けた依頼会員と当該援助会員は、相互援助活動の内容等について、援助活動事前打合せ票（様式第8号）を作成し、事前に十分な協議を行い、両者の合意により当該相互援助活動の内容等を決定するものとする。

4 相互援助活動を実施した援助会員は、相互援助活動終了後、援助活動記録簿（様式第9号）に当該相互援助活動の内容を記載し、依頼会員の確認を受けなければならない。

5 援助会員は、毎月町長が指定する期日までに、その前月分の援助活動記録簿を町長に提出しなければならない。

6 依頼会員は、援助会員に対し、第3項の規定により決定された相互援助活動の内容等以外の要求をしてはならない。

7 援助会員及び依頼会員は、相互援助活動中において常に会員証を携帯するものとし、身分を証明する必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(援助活動の報酬等)

第 12 条 依頼会員は、援助活動の終了後（1日ごと）に、別表に定める利用料金等を援助会員に支払うものとする。

2 前項の利用料金等の授受について、センターは介在しないものとする。

(保険)

第 13 条 会員は、援助活動中に生じた事故による損害賠償等に備えるため、傷害保険、賠償責任保険（以下「傷害保険等」という。）に加入するものとする。

2 前項の傷害保険等に加入する費用は、南知多町が負担する。

3 会員は、援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにアドバイザー等に連絡し、所定の手続きを経なければならない。

4 会員は、第 1 項の傷害保険等の適用外の事故による損害賠償等については、会員間において解決しなければならない。

(会員の責務)

第 14 条 会員は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 相互の援助活動を誠実にを行うこと。

(2) 会員及びこの事業に関わる職員は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、相互援助活動に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、会員及び職員でなくなった後も同様とする。

(3) 会員の地位を利用して政治活動及び宗教活動を行わないこと。

(4) 援助活動において、営利等を目的とする行為を行わないこと。

(5) 前各号の掲げる事項のほか、事業の目的に反する行為を行わないこと。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条関係）

援助活動日	援助活動時間帯	報酬額（子ども 1 人 1 時間あたり）
平日（月曜日から金曜日）	午前 7 時から午後 7 時	600 円
	上記以外の時間 （午前 6 時から午前 7 時） （午後 7 時から午後 10 時）	700 円
土・日・祝日及び年末年始	午前 7 時から午後 7 時	700 円
	上記以外の時間 （午前 6 時から午前 7 時） （午後 7 時から午後 10 時）	800 円

備考

- (1) 1 時間当たりの料金の計算について、1 時間に満たない場合は、1 時間分の料金とする。1 時間を超えた場合は、次の 30 分までを上記金額の半額とし、それ以降は 1 時間毎の料金とする。
- (2) 援助活動時間が報酬額の異なる時間帯（午前 6 時から午前 7 時・午後 7 時から午後 10 時）にまたがる場合は、1 時間毎に報酬額の高い金額とする。
- (3) 同一世帯に属する 2 人以上の子どもが同時に援助を受ける場合は、2 人目からは半額とする。
- (4) 援助活動時間は次の各号に掲げる時間とする。
 - ア 送迎の場合は、援助会員が子どもを預かった時から保育所等に送り届けた時まで、又は、保育所等から預かった時から依頼会員へ引き渡した時までとする。
 - イ 預かりの場合は、子どもを預かった時から依頼会員が子どもを迎えにきた時までとする。
- (5) 食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は原則として依頼会員が用意する。用意できない場合は、実費を援助会員に支払うものとする。
- (6) 依頼会員が援助活動の依頼を取り消す場合は、次に定める額を援助会員に支払うものとする。
 - ア 当日の取消し 利用予定時間の報酬の半額
 - イ 無断取消し 利用予定時間の報酬の全額
 - ウ 前日までの取消し 無料
- (7) 援助会員が児童等の送迎のために公共交通機関を使用する場合は、事前に援助会員と依頼会員において協議をし、公共交通機関にかかる運賃は、依頼会員がその実費を支払う。ただし、自家用車による送迎にかかる経費は、報酬に含まれるものとする。